

令和5年第4回

富谷市議会定例会議案書

令和5年11月30日提出

富 谷 市

令和5年第4回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	職員の給与に関する条例の一部改正について	1
議案第 2号	議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	11
議案第 3号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	14
議案第 4号	富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	17
議案第 5号	富谷市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	21
議案第 6号	富谷市水道事業の設置等に関する条例及び富谷市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	24
議案第 7号	富谷市給水条例及び富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について	27
議案第 8号	令和5年度富谷市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 9号	令和5年度富谷市市営墓地特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第10号	令和5年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊

議案第11号	令和5年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第12号	令和5年度富谷市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第13号	令和5年度富谷市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第14号	土地の取得について	30
議案第15号	和解について	51
議案第16号	和解及び損害賠償額の決定について	52
議案第17号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	53
議案第18号	富谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	54

議案第 1 号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

国の一般職の職員の給与改定に準じて、所要の改正を行うもの。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第18条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>第1条～第18条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>
<p>第19条の2・第19条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えては</p>	<p>第19条の2・第19条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えては</p>

改正後	現 行
<p>ならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100</u>、<u>12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>	<p>ならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	

25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900

55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	

85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				

	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第18条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に100分の122.5</u></p> <hr/> <p>を乗じて</p> <p>得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た</p>	<p>第1条～第18条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて</p> <p>得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た</p>

改正後	現行
<p>額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」 _____とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第19条の2・第19条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u> _____を乗じて得た額の総額</p>	<p>額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第19条の2・第19条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100</u>、<u>12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p>

改 正 後	現 行
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u></p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 2号

議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和48年富谷町条例第
32号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

国の一般職の指定職員の給与改定に準じて，所要の改正を行うもの。

議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和48年富谷町第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第4条 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の175</u>とする。</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の165</u>とする。</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第4条 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の170</u>とする。</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の175</u>とする。</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 3号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和48年富谷町条例第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

国の一般職の指定職員ゝ給与改定に準じて、所要の改正を行うもの。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和48年富谷町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第3条 略 （通勤手当及び期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の175</u>とする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 （通勤手当及び期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の165</u>とする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第3条 略 （通勤手当及び期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の170</u>とする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 （通勤手当及び期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の175</u>とする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（次項で「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 4 号

富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷町条例第18号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

国の一般職の指定職員の給与改定に準じて、所要の改正を行うもの。

富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第7条 略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第9条第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷町条例第18号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。</u></p> <p>第9条・第10条 略</p>	<p>第1条～第7条 略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第9条第3項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷町条例第18号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。<u>_____</u></p> <p>第9条・第10条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条～第7条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条, 第9条第3項及び第19条第2項の規定の適用については, 給与条例第3条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)」とあるのは「, 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と, 給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年富谷町条例第18号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と, 給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」 _____と する。</p> <p>第9条・第10条 略</p>	<p>第1条～第7条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条, 第9条第3項及び第19条第2項の規定の適用については, 給与条例第3条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)」とあるのは「, 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と, 給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年富谷町条例第18号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と, 給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と, 「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>第9条・第10条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 公布の日から施行する。ただし, 第2条の規定は, 令和6年4月1日から施行する。

(適用日)

- 2 第1条の規定による改正後の富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項で「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 5号

富谷市非常勤消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について

富谷市非常勤消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（昭和40年富谷町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

富谷市長 若生裕俊

提案理由

消防団員を確保するため，入団要件について緩和するほか，所要の改正を行うもの。

富谷市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
 条例

富谷市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年富谷町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条・第2条 略 (任命)</p> <p>第3条 <u>消防団長</u> (以下「<u>団長</u>」という。)は消防団の推薦に基づき市長が、<u>その他の団員</u>は、団長が、次の各号に該当する者のうちから市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者。<u>ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第4条 略 (分限)</p> <p>第5条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該消防団の区域外に転出し、又は転勤したとき。<u>ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第6条~第13条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (任命)</p> <p>第3条 <u>団員</u> _____は、団長が、次の各号に該当する者のうちから市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第4条 略 (分限)</p> <p>第5条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該消防団の区域外に転出し、又は転勤したとき。</p> <p>第6条~第13条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6号

富谷市水道事業の設置等に関する条例及び富谷市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

富谷市水道事業の設置等に関する条例（昭和51年富谷町条例第14号）及び富谷市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年富谷市条例第37号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市水道事業の設置等に関する条例及び富谷市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(富谷市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 富谷市水道事業の設置等に関する条例(昭和51年富谷町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第5条 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定に基づき水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第7条・第8条 略</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定に基づき水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p> <p>第7条・第8条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 富谷市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年富谷市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第5条 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

改 正 後	現 行
第7条・第8条 略	第7条・第8条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7号

富谷市給水条例及び富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

富谷市給水条例（平成10年富谷町条例第8号）及び富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成25年富谷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の公布に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市給水条例及び富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

(富谷市給水条例の一部改正)

第1条 富谷市給水条例(平成10年富谷町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設, 改造, 修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))</p> <p>第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去しようとする者は, 別に市長の定めるところにより, あらかじめ, 市長に申し込み, その承認を受けなければならない。</p> <p>第6条～第33条 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 市長は, 水の供給を受ける者の給水装置が, 指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは, その者の給水契約の申込みを拒み, 又はその者に対する給水を停止することができる。ただし, 法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき, 又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは, この限りではない。</p> <p>第35条～第41条 略</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設, 改造, 修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))</p> <p>第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去しようとする者は, 別に市長の定めるところにより, あらかじめ, 市長に申し込み, その承認を受けなければならない。</p> <p>第6条～第33条 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 市長は, 水の供給を受ける者の給水装置が, 指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは, その者の給水契約の申込みを拒み, 又はその者に対する給水を停止することができる。ただし, 法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき, 又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは, この限りではない。</p> <p>第35条～第41条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基

準を定める条例の一部改正)

第2条 富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成25年富谷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
第1条～第3条 略 (水道技術管理者の資格)	第1条～第3条 略 (水道技術管理者の資格)
第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>国土交通大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則



この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

土地の取得について

総合病院候補地用地として、下記の土地を取得しようとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富谷町条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 所在地 | 富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか56筆 |
| 2 面積 | 45,411.61平方メートル |
| 3 取得価格 | 1,400,494,028円也 |
| 4 契約の相手方 | 
 ほか69人、法人3者 |

令和5年11月30日提出

富谷市長 若生裕俊

提案理由

総合病院候補地用地として取得するため。

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地	621.54	共有
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地	8,422.69	共有
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B6L	宅地		

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B6L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B7Lほか2筆	宅地	2,136.58	
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B10Lほか2筆	宅地	644.98	
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B13Lほか1筆	宅地	2,881.43	共有
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B13Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B13Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B13Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B13Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B13Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B13Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B13Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B13Lほか1筆	宅地		

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B15Lほか4筆	宅地	2,010.42	共有
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B15Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B15Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B15Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B15Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B15Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B15Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B15Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B15Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B20Lほか7筆	宅地	1,311.93	共有
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B20Lほか7筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B20Lほか7筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B20Lほか7筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B20Lほか7筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B20Lほか7筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B20Lほか7筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B20Lほか7筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B20Lほか7筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B28L	宅地	134.25	共有

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要		
住所	氏名						
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B28 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B28 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B28 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B28 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B28 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B28 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B28 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B28 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B28 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B28 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B29 L	宅地			994.02	共有
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B29 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B29 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B29 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B29 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B29 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B29 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B29 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B29 L	宅地				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B29 L	宅地				

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B29L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B30Lほか2筆	宅地	594.41	共有
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B30Lほか2筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B30Lほか2筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B30Lほか2筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B30Lほか2筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B30Lほか2筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B30Lほか2筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B30Lほか2筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B30Lほか2筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B30Lほか2筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B30Lほか2筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B30Lほか2筆	宅地	976.36	共有
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整 理事業45B33Lほか1筆	宅地		

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B33Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B35L	宅地	64.45	共有

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B35 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B35 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B35 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地	132.67	共有
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B36 L	宅地		

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B36L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B36L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B36L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B36L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B36L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B36L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B36L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B37Lほか4筆	宅地	2,110.08	共有
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B37Lほか4筆	宅地		

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B37Lほか4筆	宅地	931.46	共有
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B37Lほか4筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B42Lほか1筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B44Lほか2筆	宅地	7,615.49	共有
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B44Lほか2筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B44Lほか2筆	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B44Lほか2筆	宅地		

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地	2,736.46	共有
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B47 L	宅地		

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B47L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B47L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B47L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B47L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B47L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B47L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B47L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B48L	宅地	333.16	共有
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整理事業45B48L	宅地		

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B48L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地	5,613.06	共有
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B49L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B50L	宅地	2,665.92	共有
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B50L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B50L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B50L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B50L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区画整 理事業45B50L	宅地		

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地	1,463.42	共有
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		
		富谷市明石台東土地地区面整理事業45B51 L	宅地		

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B51L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B51L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B51L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B51L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B51L	宅地		
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B52Lほか1筆	宅地	241.49	
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B54Lほか2筆	宅地	763.25	
		富谷市明石台東土地区画整理事業45B57L	宅地	12.09	
				45,411.61	

和解について

と、富谷市のコンビニ交付サービスを令和5年6月30日から令和5年8月3日までの間、停止したことによる損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり和解の決定ができるものとする。

記

1 和解の相手方

2 和解の内容

[Redacted]

- (1) [Redacted]（以下、乙という。）は、富谷市（以下、甲という。）に対し、本件和解金として金348,102円の支払義務があることを認める。
- (2) 乙は、甲に対し、前項の金員を甲名義の口座に振り込む方法により支払う。
但し、振込手数料は乙の負担とする。
- (3) 甲と乙は、本件に関し、甲乙間に、本条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和5年11月30日提出




富谷市長 若生 裕俊

議案第16号

和解及び損害賠償額の決定について

市営西沢住宅57号棟の給湯設備の故障により水道料金及び下水道使用料が増加した事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金3,069円也
- 2 和解の相手方 


- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金3,069円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和5年11月30日提出

富谷市長 若生 裕俊

議案第17号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員に下記の者を選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 眞 山 巳千子

生年月日



令和5年11月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

監査委員 眞山巳千子は、令和5年12月23日をもって任期満了となるため。

議案第18号

富谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

富谷市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 佐々木 喜 一

生年月日



令和5年11月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市固定資産評価審査委員会委員 佐々木喜一は、令和6年1月31日をもって任期満了となるため。